

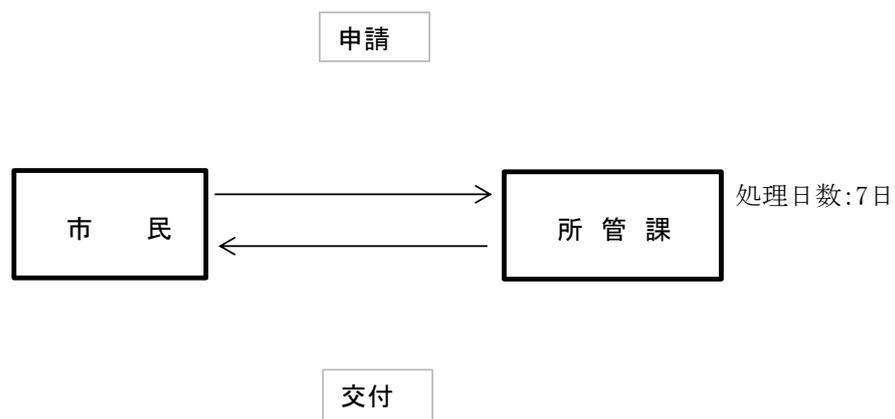
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 3

| | | |
|--|-------------------------------------|----|
| 処 分 名 | 都市計画事業告示後等における当該事業地内における建築等の制限に係る許可 | |
| 処 分 の 概 要 | 申請により、許可基準に適合する場合は、許可書を申請者に交付する。 | |
| 根 拠 法 令 名 | 都市計画法(昭和43年法律第100号) | |
| 条 項 | 第65条第1項 | |
| 所 管 課 | 都市・交通計画課 | |
| 経由機関での処理期間 | なし | |
| 所管課での処理期間 | 7日 | |
| 標 準 処 理 期 間 | 計 | 7日 |
| 判 断 基 準 | 都市計画法施行規則第40条に該当するものであることを基準とする | |
| <p>【根拠法令等】</p> <p>都市計画法 (建築等の制限)</p> <p>第六十五条 第六十二条第一項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第六十三条第二項において準用する第六十二条第一項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。</p> <p>都市計画法施行令 (設置又は堆(たい)積の制限を受ける物件)</p> <p>第四十条 法第六十五条第一項の政令で定める移動の容易でない物件は、その重量が五トンをこえる物件(容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ五トン以下となるものを除く。)とする。</p> | | |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。